



Title	領 三 里制を論ず
Author(s)	阿部, 三四
Citation	商業と経済, 7(2), pp.96-114; 1927
Issue Date	1927-03-01
URL	http://hdl.handle.net/10069/26875
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-22T08:46:20Z

領海三海里制を論ず

阿部 三四

(一)

現今に至る迄、國際法上、幾多の重要なる問題が討議せられたのであるが、領海問題の如きは、蓋し、稀有である。

次に領海に付て簡説する。

羅馬法は海洋を以て *Res Communi* 又は *Res extra commercium* としてゐる。従つて羅馬法に據れば海洋は各人の共有物であつて、所有權の客體たることを得ないのである。然し此の羅馬法の思想は中世紀に至つて一變し、*Dominium maris* の主義が認められ、當時海上に於て勢力を有した諸國は海洋に對し、競つて其の領有權を主張したのである。惟ふに其の主張の動機は海上に於ける利益を壟斷せんとするに存した様である、而して其の實際に顯はれた現象は、主として航海と、漁業と、商業とに關したのであつた。然し乍ら、之が爲に困惑を感じた國は少

くなかつた、殊に和蘭陀は葡萄牙が南部大西洋、喜望峰及印度洋に對し、其の領有權を主張した結果、東印度への通路を閉塞せらるゝに至つたのである。茲に於てか Hugo Grotius の有名なる *Mare Liberum* (一六〇九年) が公にせられたのである。海洋自由論の目的は、固より、商業、航海の自由を提唱したものであるが、其の論據は海洋の占有は不可能であるから、所有權の容體たる可き性質を有しない、従つて海洋は各國の主權から自由であると云ふに存する。此の海洋自由論は非難多く、之に關する著書も少くないが、其の内最も著名なるものは John Selden の *Mare clausum sive e dominis maris* である。此の閉鎖論は一六二五年に刊行せられ、氏は此の書に依つて、大に海洋の國家領有を高調し、特に海洋の浮流性が其の領有と無關係なるを力説したのである。氏が特に海洋の浮流性に關し論及した所以は、グロチウスが其の海洋自由論中に、如何にして海洋の如き浮流體の上に永久の境界を劃せんとするかと論じてゐたからである。海洋閉鎖論は單に英國のみならず、第十二世紀以來各國が主張し且つ實行し來たものであるが、第十七世紀の末葉から此の思想に變化を來たし、第十九世紀の初頭に至つては殆んど其の跡を斷つたのである。之に反してグロチウスの海洋自由論が學說並實

際に公認せられ、如何なる國家も航海並に漁業に關して海洋の大なる範圍を占領し、之に對して管轄權を主張せざるに至つたのである。唯一國の安全を保持する爲に必要である海洋の一部分か、若くは一國が實際上管轄し得と思惟せらるゝ海洋の部分に付てのみ領有を認むるに至つたのである。此の領有可能な範圍が即ち領海である。従つて領海は公海と相對して、一國の權力の下にある海洋の一部分であるとの觀念が発生したのである。

其の權力の性質に關しては種々の學說があるが、大體に於て、二大別することが出来ゝる。其の一は領海は沿岸國の領土の一部分であるから、沿岸國の領土主權が之に及ぶといふのである。併し乍ら、此の説と雖國際法上の制限例へば領海内の無害航行を外國船舶に許可するの義務は認めてゐる。其の二は領海の領土的性質を強硬に否認し、沿岸國所有の權力は主權ではない、一定の權力例へば裁判權、警察權の如きを保有するに止まるといふのである。此の第二説は國際生活の眞事實に適合しないとの非難がある。即ち沿岸國が其の沿岸海に於ける自然的海產物を専占し、殊に沿岸海に於ける漁業權の行使に關して絶對的權利を保有し、然かも其の權利の保有が一般的に承認せられてゐるといふ事實

は唯沿岸海が領土たる性質を有すとの理由に依つてのみ、合法的に説明し得らるゝといふのである。

兎に角、海洋の一部分を國家の領土なりとすれば、次に來る可き問題は、其の範圍の決定に非ざるを得ない。潮水には干満がある。従つて水陸の限界は時々刻々と變化してゐるのであるから、領海の版圖を決定せんとせば、領土と領海、領海と公海との限界を明確にするの必要が起つて來る。

領土と領海との限界を決定する標準に付ては、干潮時の水陸分界線を以て、之が標準たらしめんとする説を最も適當と信ずる。此の説は近世國際法の發達に伴なつて起つた説であるから、學者の通説であると共に、實際に於ても、國內法及條約に於て多く採用せられてゐるのである。

次に研覈すべき問題は領海と公海との限界を定むる標準であるが、此の問題は所謂領海の範圍に關するものであつて、從來から種々の主張があつた様である。其の内伊太利の法學者 Bartolus が唱へた百海里説、Bartolus の弟子 Baldus の唱導した六十海里説、Grocius の主張した視力説(反對説もある)、和蘭陀の學者 Bynker-shook の提唱した彈着距離説が主要なるものである。彈着距離説は領土權は武

力の盡くるところに盡く、*Potestatem terrae finire ubi finitur armarum vis, i.e. quos tormenta exploduntur* といふ意義であつて、其の後 Azuni が其の著 *Droit maritime de l'Europe* 中に彈着距離は三海里なることを主張し、彈着距離即ち三海里となつたのである。(彈着距離を三海里と主張したものは伊太利の Galiani が初めであるとの説もある)これ等の説は何れも相當の根據を有してゐるに相違ないが、最後の彈着距離説が今日多數の文明國に依つて容認せられてゐるのである。此の三海里制は嚴然として犯すことの出来ない國際間の原則だと主張し得られないまでも、國際慣習として文明國多數の承認するところであり、現在の國際慣行であると稱しても敢て過言ではないかも知れないのである。

二

領海三海里制を以て今日に於ける國際慣行と思惟するも、強ち、不合理ではないかも知れない。併し乍ら、領海三海里制は、一面に於て、單に少數文明國が不充分なりとして同意を表せざる許りでなく、最近に於ける科學の進歩、發達、兵器の偉力増加、關稅法規の嚴重なる取締と對照し鑑みて、甚だ狭きに失するの厭があるのである。茲に於てか國家の海上制限に關する問題は、漁業權、交戰權、關稅監

視權に關して、絶えず、論争を繰返され、最近更に、著しく、其の重要を加へ來たかの感が深いのである。

一九二四年九月九日ストックホルムに於て開催せられた國際法協會の會議に於て、同協會の中立委員が Alvarez 博士の起草になる領海に關する協議案の審議を求めた際に、諾威最高法院の Boye 博士も亦一の議案を提出したのである。其の提案はスカンデナウアの主張にかゝる領海四海里制を支持したもので、瑞典外務省の M. E. Syöberg の賛同を得たものであつた。併し乍ら、瑞典、諾威の要求は三世里制の熱心なる支持者である Stad Holstein に依つて反對せられたのである。三世里制は前記中立委員の紹介した原案であり、且つ既述の如くに、日本、英國、獨逸、白耳義及ネザウランド等世界に於ける多數國家の現に實行しつゝある制度なのである。

會議に於てステール、ホルスタキン男のなした歴史的考證は、眞に、肯綮に當り、論理明透であつた様である。男の説明が本問題の調査、研究に對して顯著なる貢獻をなしたことは、何人と雖信じて疑はないであらう。併し乍ら、男の論證が如何に卓越したものであつても、漁業に關し、常に、四海里制を主張せる瑞典、諾威

に對し、更に、近來十二海里制を要求せる露西亞に對し、其の要求を撤回せしめ、若くは讓步せしむるに足る權威ありや、否や、頗る疑問に屬するのである。

瑞典、諾威は一六八六年以來領海四海里制を主張し、北海漁業條約が三海里制を認めたるに反對し、遂に其の條約に加盟することを拒否し、又最近、世界戰爭に於て諾威は其の領海四海里内に水雷を布設し、中立を維持したのである。諾威が斯くの如き主張をなす所以は、畢竟、諾威が寒國であり、瘠耀の國柄であるから、漁業に依り其の生計を營む外道がないからである。従つて海洋領有の範圍を擴張し、漁業上の收獲を大にする必要があるのであつて、立國の基礎に鑑み、寔に己むを得ざるものがあるのである。

露西亞は第十九世紀の中葉、明に、法令を以て領海三海里制を認めたのであるが、近年に至り、白海及沿海地に於て之を擴張し、十二海里以内に於ける外國船舶の漁撈に従事することを禁止したのである。其の領海擴張の理由が那邊に存するか、恐らく漁業上の利益、國家の安全に存するのであらうが、屢々、日英の抗議に際會したのである。

一九二二年露國ムルマンスク沖九海里の海上に於て、英國の一トロール船が

露國警備艦の爲に拿捕せられ、其の船舶は破壊せられ、乗組員全員が溺死した事件があつた。英國政府は露國政府に對し嚴重なる抗議を試み、且つ賠償金を要求したのであるが、露國政府の満足なる回答を得なかつたので、自國漁船保護の爲に、軍艦一隻を露國近海に派遣するに決したことがある。

又近くは大正十五年五月樺太產業會社の蟹漁船新勢丸及綾部正吉所有廣地丸は沿海州ウスベニア沖七海里半の海上に於て、露國監視船の爲に拿捕せられ、裁判の結果船體及船具を沒收せられ、兩船長は各二ヶ月の禁錮に處せられたことがある。又同年六月オホツク海イイチヤ海岸を去る四海里半の沖に於て碇泊作業中の蟹工船遼東丸は露國監視兵の爲め漁業を禁止せられ、且つ無線電信機を封鎖せられたことがある。次で七月、八月に於て類似の事件が續發したのであつた。日本國政府は之等の續發事件に關し、露國政府に夫れ夫れ嚴重なる抗議を致したのであるが、今以て、露國政府より満足なる回答に接しない様である。

領海三海里を以て狭きに失するとなし、之が擴張を主張せる國家は單に瑞典、挪威及露西亞に止まらない。西班牙は一七七四年國法を以て六海里制を採用

して以來、常に領海六海里を主張し、一八七四年之が爲め英國と争を生じたことがあるが、尙ほ依然として其の主張を固執してゐる。葡萄牙は一九〇八年國法に依り漁業區域を三海里と設定したのであるが、西葡間の通商航海條約に依り漁業權は六海里に及ぶと規定してゐる。

海洋の領有に關する國家の主張は、斯くの如く、軒輊あるのみならず、均しく三海里制を採用する國にあつても、漁業權、交戰權、關稅監視權に區分して考察するときは、必ずしも其の均整ならざるを知るのである。領海に對する國家の要求は其の基礎を歴史上の權利、收益的職業行政上の必要又は國家の安全に置いてゐるのであるから、問題は一定の沿岸水域に國家權力を行使するに付て、各國の相矛盾せる要求を如何にして調整すべきかに存すると思ふ。併し乍ら、各國の要求と、其の要求の根據に考及するときは、單なる議論に依つて合意が成立しないことは火を賭るよりも瞭かである。議論は司法的意見を構成する上に於ては、或は有力なる補助手段であるかも知れないが、議論が合意を促進する方法であるとは考へ得られないのである。假に一步を踰して、共同の承認が得らるゝとしても、其の境地に達するまでには、議論以外に何等かの措置、方法が講せられ

ねばならぬと信ずるのである。吾々が斯くの如く思惟する所以のものは關係諸國の國民が既得權として尊重し、且つ其の政府が議論に依つて其の權利主張を撤回し、若くは之を讓歩するものでないとの確信を有するに外ならないからである。

三

國家の要求は、之を分つて次の三種となすことが出来る。

一、漁業權。

二、交戰國に對し、中立國の要求する領海。

三、税關官吏の其の職權を行使し得る距離。

理論上、前記第一、第二は必然的に同一論據の下に置かる可きものなりとの推定を受けるかも知れない。併し乍ら、斯くの如き推定は、固より、疑問に屬する。後園に在る家禽に對する權利と、住宅の前面に於ける爭鬪を防止せんとする要求とは、確に、相異なる基礎に依存するもので、決して同日に論すべきではない。羅馬法に據れば、奴隸に對する主人の權利は、對物權であり、中立國人の安全を阻害するが如き場所に於て、鬪争を敢行す可からずとなす要求は、不作爲に對する

權利であり、當然に、對人權だと思惟するからである。

英國のブライトンに於ける漁業家が其の漁業區域内に於て捕獲し得る蟹、海老、牡蠣等の海産物に對し權利を主張するも、敢て、不合理であるとは考へ得られない。彼等が其の漁業區域内の魚族保護の爲に、納税をなす場合に於ては、特に其の然るを知るのである。

華府條約に於て、戰鬪艦は九個の十六吋砲を備へ得ることになつてゐる。其の十六吋砲は二十五哩の彈着距離を有し、然かも一噸四分の一の重量ある、爆發力の強烈なる砲彈を發射し得る能力を保有してゐるのである。ブライトンの沖に於て抗敵行爲が開始せられたる場合、砲彈は敵艦に命中せずして、ブライトンの人家に逸れ、其の人家を破壊し、人畜を殺傷し、而して市街に火災を起さしむるの危惧があるのである。若しブライトンの住民が中立國人であつたならば、自己の生命財産を危険ならしむる行爲に關しては、不作爲に對する請求權を要望するに相違ない、一八六三年南北戰爭のとき中立國であつた英國は、例令公海中に於ても、砲彈が中立國の領海及領土に達す可き疑ある場合に於ては、陸地向け砲彈を發射せざるよう米國政府に提議したことがある。現に瑞典は自國

砲臺より發射する大砲の彈着距離を其の領海となさんことを主張してゐる。之を人道的見地よりするときには凡ゆる都市の周圍に、彈着距離の半徑を要求することが、最も倫理的批判に適合する所以であると考へる。

歴史的論證は時代精神に悖ることの思想は、必ずしも妄斷ではない、或は却て、公平なる觀察であるかも知れない。彈着距離が領海の範圍を限定する基礎として採用せられて以來、養魚法は一科學として其の進歩發達を遂げて來たのである。眞珠母が作らるゝゴルデン、エツデト、オイスターは陸地より三海里以上の距離に至る淺瀬又は岩礁に養殖せられ得るのである。而して其の外殻は貴重品であるから、密獵に對し適當なる保護の加へらるゝ以上、養殖事業は、疑もなく、望を囑するに足るのである。一般魚族の養殖も亦同様である。今や亞米利加人は吾々に教示するに如何に食用魚を養殖し、保護すべきかを以てせんとしてゐるではないか。一國の海岸より合理的距離にある海洋區域の専用は、其の専用が収益的養殖を目的とし、然かも他國の既得權を侵害せざる限り、寧ろ當然のことに屬し、之が承認は近代的科學の進歩と歩調を一にする所以であると思ふ。又斯くの如き海洋専用の承認が人類の富を増進するものなることも、否定す可

からざる事實であると考へる。蓋し、保護の下に發達し得可き事業に、資本の投下せらるゝものなることは歴史の證明するところだからである。漁業權に關するが如く、交戰權に關しても亦科學の近代的發達は法規の再考を促がすのである。英佛兩國が中立國たる場合、兩國政府はドヴァ海峽内自國海岸より三海里以外に於て、交戰國に對し、自働水雷の敷設を默認するであらうか、英國政府はプライトンを去る三海里以外の沖に於て、砲火相交ゆる交戰國艦隊を無頓着に監視し得るであらうか、吾々の夢想し得ざるところである。併し乍ら、之は單に英佛に限らない、日本其の他の沿岸國が中立國たる場合も亦同様である。

近代的科學、大砲、自働水雷及毒瓦斯の近代的進歩發達は吾々に新奇なる要因を提供したのである。而して凡ての承認を得可き司法的解決の方法は、第一に漁業權と領海管轄權との區別を明確にし、之を承認すること、第二に凡ゆる漁業的要求の性質並に效力に關し、司法的研究をなすことである。或る漁業區域に於ける収益的職業が一定の期間、異議なかりし場合、時効に因る精求權を設定したものと考へ得られないであらうか、又同様に、未だ使用せられざる淺瀬又は岩礁に於ける収益的養殖は權原の容認を受くることが出来るかも知れない。請

求が權原を設定し得た場合に於ては容認又は承認せらる可きものと思惟するのである。

併し乍ら、領海管轄權の問題は漁業權に關する如上の研究とは之を區別して考察す可きであらう。蓋し此の場合は問題が別だからである。例へば私闘の行はれた時代交通頻繁なる場所に於て、銃火の交換をなすは、實際上故障があり又反對がある、従つて私闘者は其の私闘の場所を人跡稀な場所に移したと假定する。交通頻繁の場所と同様に、ドヴァ海峽も亦、恐らく不作爲に對する權利を主張し得ると思ふ。蓋し兩者の場合、其の對人危險は同一だからである。

領海に關して論ず可きことはこれに止まらない。一九一六年十月に獨乙のユ・ポート・ユ・五十三號がナンタツケット燈明船を離れて投錨していた際、米國の燈明船も領海外即ち公海に碇泊してゐたのであるが、獨逸の水雷は英國汽船ストラスデン、諾威の汽船ニユツチエン、英國汽船ウエストポイント及和蘭陀汽船プロカルスデツクを撃沈したのであつた。ユ・五十三號の司令官が交戦法規に違反した譯ではなかつた。司令官は本國政府に依り、米國の捕獲法に遵すべきことを命せられ、實際、之に遵由して行動したのであつて、其の行動は常

に米國驅逐艦の監視の下にあつたのである。此の場合には缺點は司令官に存せずして、法に存したのである。燈明船は、固航海を助け、之を安全ならしむる爲めに設置せられたのであつて、商船又は敵國軍艦を陥穽に導く爲めに、燈明船を利用することは、燈明船をして其の本來の平和的目的を變更せしめ、又は詭計の關與者——主たる關與者——たらしむるものである。従つて、一定の半徑の圓周が凡ての燈明船の周圍に描かれ、其の圓内は之を中立地帯とし、對敵行爲を禁止する事が、正當なる主張の如に考へられる。併し乍ら、此の場合に於ける領海管轄權の承認は漁業權をも包含すべきものなりとなすものあらば、其の主張は甚だしき矛盾である。惟ふに漁業權は、既述の如く、別個の起原と、別箇の合法性とを有しており、養魚法の技術は、如何なる點に於ても、彈着距離と關係するところなく、砲力の増加に依つて、何等影響を蒙ることはない筈である。佛國は漁業權に關しては三海里制を承認してゐるのであるが、一九一二年一〇月一八日の命令に依り、中立の目的に對し、其の領海を六海里に延長したのである。之に反して、セイロンは領海に關して三海里制を認むると共に、海岸より六海里乃至十二海里の漁業權を要求してゐるのである。之に依て是を觀れば、漁業權と領海とは別

個の問題として考究せらる可き問題であり、中立燈明船は軍事行動が其の碇泊地附近に於て行はるゝ限り、危険状態にあることは事實である。然かもナンタツケット燈明船は最近の大戦争が提供した唯一の事例ではない。ヒンデン及マーアス燈明船附近に於て生じたる對敵行爲は、同様に法規の修正並に中立燈明船の周圍に中立領海地帯を創設することに對し、有力なる資料を提供してくれるのである。かくの如き領海管轄權は、固より、漁業權を除去すべきものなるは云ふを俟たない。

税關官吏の職權を及ぼす可き領海の制限は、國家に依り徑庭があるのであつて、減多に、領海管轄權の漁業制限と合致してゐない如である。英國のホヱーリングアクトに依れば、關税を支拂ふに非ざれば、海岸より十二海里以内に於て載貨を積換へすることが出來ない。合衆國に於て、税關吏は十二海里以内に於て、合衆國に向ふ船舶を臨檢することが可能である。諾威に於ては、税關の監理は十海里に及んでゐる。加ふるに、英米兩國間並に米諾間の特殊條約に依れば、米國は其の海岸より一時間の航走距離内に於て、酒類密輸入者を逮捕する權利を有してゐる如である。

四

以上の論述に依り、吾々は本問題が、自ら三つの問題に區分せらるゝことを知るのである。漁業權、領海管轄權、稅關監視權が夫れである。而して其の第一の問題たる漁業權は既得權若くは時效に因る權利を基礎とし、司法的解決をなすことが可能であると思惟する。其の第二、第三の問題は國際會議に依り、之が解決をなし得可きものと確信する。併し乍ら、其の會議は地方的狀態並に國家的狀態を尊重し、之に對して當然の考慮を拂ふ可き性質のものたることを要する。而して地方的解決は普遍的、一律的原則(三者を通じての意味である)の設定に比し、承認せらる可き多くの可能性を有しており、然かも普遍的、一律的原則の設定は兪勉なる漁業家の久しく享有せる時效權の公奪を含むものである。此の時効權あるが爲に、漁業家は其の生計を安全ならしめ、之れあるが爲に、食糧の供給を豊富ならしめたのである。中立國の領海制限の決定に關しても、均しく、地方的狀態に基く地方的處理を必要とすることは瞭かである。蓋し地方的狀態を顧慮せずして、中立國の平和と、安全とが擁護せられ、保護せらるゝとは考へ得られないからである。

之を要するに領海問題解決の方法は、現代の世界に適用困難なる法的原則に信頼するよりは、寧ろ、既得權の承認、現代科學の承認、地方的狀態並に國家的狀態の尊重に存するのではないかと思惟するのである。固より斯の如き解決の方法は其の統一性を失ふ點に於て、完璧を缺ぐの嫌があるからであるが、漁業權、交戰權、關稅監視權に關する要求を、一定の原則の下に規律せんとするの試みは、事實上不可能に屬するのみならず、問題の本質に鑑みて無益なる努力に過ぎないからである。

國際法典編纂委員會の起草に係る領海に關する協定案第二條は次の如く規定してゐるのである。

Article 2. The zone of the coastal sea shall extend for three marine miles (60 to the degree of latitude) from low-water mark along the whole of the coast. Beyond the zone of sovereignty, states may exercise administrative rights on the ground either of custom or of vital necessity. There are included the right of jurisdiction necessary for their protection. Outside the zone of sovereignty no right of exclusive economic enjoyment must be exercised.

Exclusive rights to fisheries continue to be governed by existing practice and conventions.

此の規定は稍々明瞭を缺ぐの嫌はありはしないか“administrative rights,”“custom,”及び“Vital necessity”なる用語は特に其の感を深くする。Beyond the zone of sovereignty 以下 for their protection に至る文章は Beyond the three mile zone, states may exercise such a reasonable extraterritorial jurisdiction as may be necessary to insure territorial security and the enforcement of territorial laws の意義に解せられてゐる。

其は兎に角に、此の規定を是認する者は領海三海里を以て、沿岸國の正當利益保護に充分なりとし、其の擴張は、合意に依つて、之を達することが不可能であると主張してゐる如である。従つて此の規定は領海三海里の本來の基礎である彈着距離説を蟬脱して、從來の國際慣行？を承認し、之を以て成文國際法規となし、以て國際法上の效力を附與せんとしたものである。之に反して此の規定に對する非難は其の確實性と不變性との缺如であり、又治外管轄權の濫用を虞るゝ點に存する如である。惟ふに本規定は現今に於ける實際と多く異なるあるを見ないのであるが、其の生命は治外法權の行使に存する如である。此の點に關しては他日稿を更めて論議するの機會があると信する。